

議題3(3)輸出国における輸入国による 荷口のコンプライアンスの確認のための取決め (ISPM20付録)

農林水産省

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

ISPM20の概要

(植物防疫輸入規制制度のための指針)

◆ 目的

- ✓ 輸入規制制度の目的は、輸入品目に付着するおそれのある規制有害動植物の侵入を防止すること
- ✓ 本基準は、当該制度を策定及び運用するためのガイドライン

◆ 内容

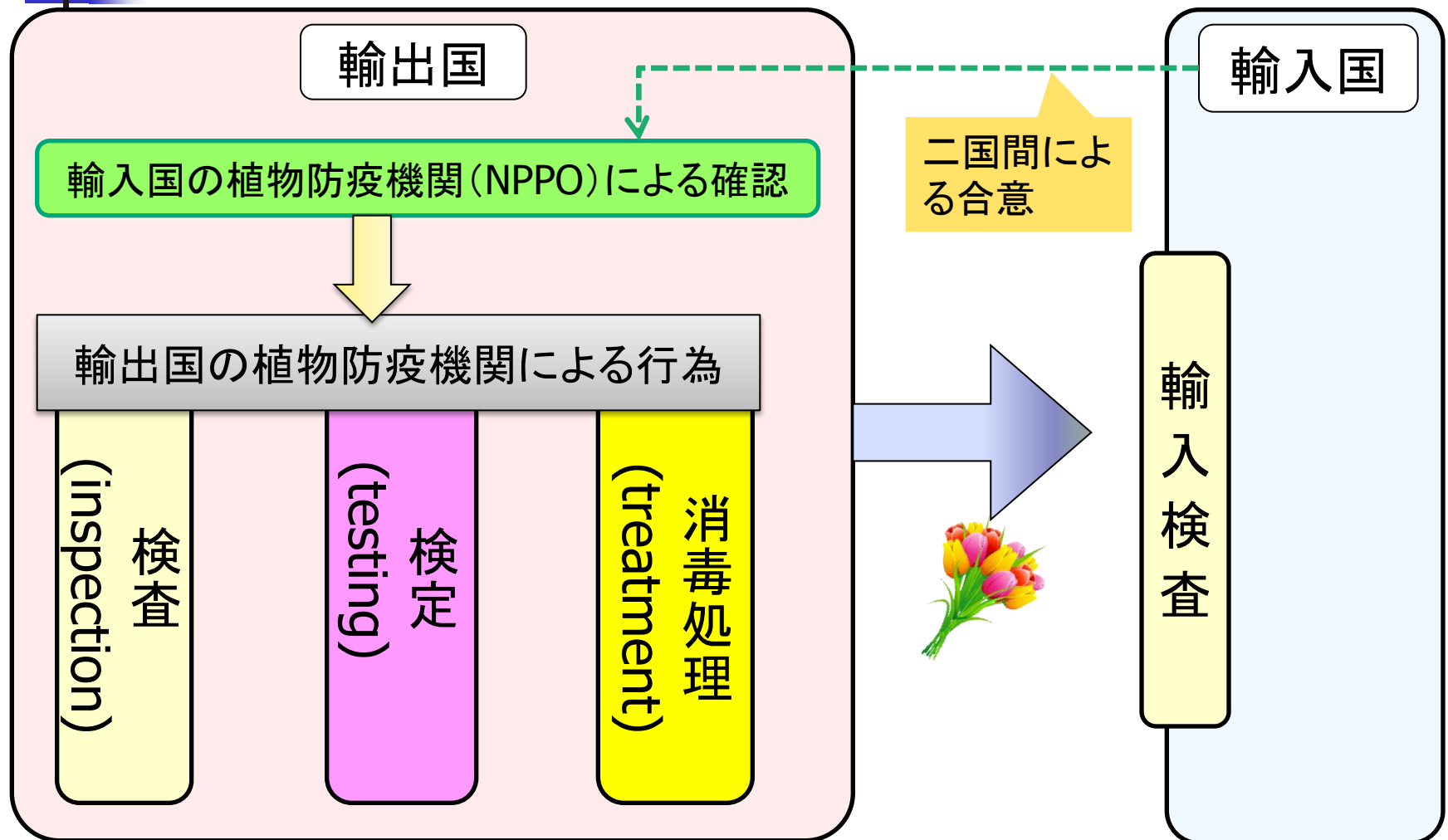
○ 枠組み

- ✓ 技術的に正当化された植物検疫措置(検査、処理、監査、プレクリアランス等)の適用
- ✓ 当該制度を履行するための法的権限をNPPOに付与

○ 運用

- ✓ NPPOは、植物検疫措置を適切に実行するため、「植物検疫規則の制定又は変更」、「PRAの実施」、「職員に対する能力確保のための研修」、「情報の共有」等を実施する必要

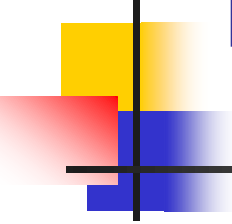
輸入国による輸出国でのコンプライアンス確認



付録の構成

本付録 (Appendix) は、参照 (Reference) 扱いであり、国際基準の規定部分 (prescriptive part) ではない

- 1 取決めの開始
- 2 取決めを設定するための基準
- 3 取決めの要件
- 4 取決めを設定するためのプロセス
- 5 取決めの策定
- 6 取決めの実行
- 7 取決めの見直し
- 8 取決めの一時停止又は終了
- 9 取決めの縮小及び終結
- 10 取決めの置換



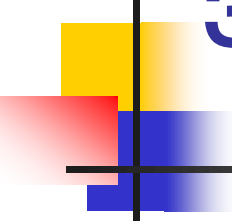
1 取決めの開始

◆ 取決めは、

- ✓ 輸出国のNPPPOにより着手、又は輸入国のNPPPOにより提案
- ✓ 両国のNPPPOの合意が必要
- ✓ 貿易の認可の条件として設定されるべきではない

2 取決めを設定するための基準

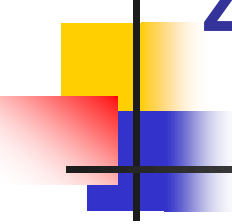
- ◆ 取決めは、以下のような状況に対処するために設定される
 - ✓ 貿易のロジスティクスを促進する場合
 - ✓ 輸入地点において不適合の荷口に関する措置(廃棄等)のコストが高い又は適用が困難な場合
 - ✓ 輸入地点での検査が商業用のこん包に悪影響を及ぼす又は物品の品質に悪影響を及ぼす場合
 - ✓ 不適合の荷口を是正するためのインフラが輸出国に整備されている場合



3 取決めの要件

◆ 以下の要件は、すべての取決めに適用される

- ✓ 輸入国のNPPO及び輸出国のNPPOで協議を通じて策定される必要
- ✓ 輸入地点において最小限の手続きが実行されるか、又は実行しない
- ✓ 財政面は、輸入国のNPPO及び輸出国のNPPOの合意が必要
- ✓ 検査水準の縮小及び取決めの一時停止又は終結と同様の状況について技術的詳細を規定する必要
- ✓ 期間を限定する場合は、規定する必要
- ✓ 定期的に見直す必要



4 取決めを設定するためのプロセス

4. 1 取決めの提案

- ◆ NPPO又は業界代表者が認識している必要性に応じて提案
- ◆ 輸入国のNPPOにより提案された場合、輸出国のNPPOにより評価(病虫害リスク、取決めの期間、取決めの見直し等)される必要
(輸出国のNPPOにより着手されることも可能)

4 取決めを設定するためのプロセス

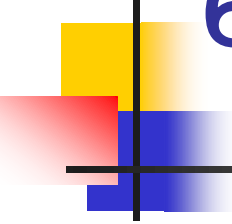
4. 4 取決めの公式化

- ◆ 取決めの策定及び実行に当たって、以下の要素は、輸入国のNPPO及び輸出国のNPPOで議論する必要
 - ✓ 荷口の検査
 - ✓ 検定の手順
 - ✓ 処理の確認
 - ✓ 荷口の斉一性の確認
 - ✓ 荷口のコンプライアンス確認のための時間及び場所
 - ✓ 輸入地点への荷口の到着に関する通知
 - ✓ 取決めに基づき実行する資格を有する職員の配置
 - ✓ 荷口のコンプライアンス確認のための時期（例えば、輸出国のNPPOによる検査証明書の交付の前後）

5 取決めの策定

◆ 取決めの詳細には、以下の特定情報を含めることが可能

- ✓ 法的権限及び規制当局
- ✓ 植物検疫法又は規則
- ✓ 活動の期間
- ✓ 規制品目
- ✓ 輸入国のNPPOから要求される検疫有害動植物及び植物検疫措置
- ✓ 不適合に対する是正措置
- ✓ 取決めの見直しの頻度及び時期
- ✓ 取決めの一時停止又は終了につながり得る条件 等



6 取決めの実行

- ◆ 輸出国で輸入国のNPPOが取決めに基づき実行する活動は、輸出国の法律を遵守又は準拠する必要
- ◆ 取決めは、特定のすべての荷口又は一部の荷口に適用することが可能であり、当該荷口の輸送期間に限定することが可能
- ◆ 取決めは、輸入国のNPPOの活動(検査等)による必要最低限の効果を目指す必要

8 取決めの一時停止又は終了

- ◆ 輸出国又は輸入国で不適合(検疫有害動植物の検出レベルが高い状態になる等)が繰り返される場合、取決めを一時停止又は終了することが可能
- ◆ 取決めの一時停止又は終了に繋がる可能性のある条件は、両国の合意の下、取決めに規定する必要
- ◆ 取決めに終了した場合、輸入国のNPPO及び輸出国のNPPOは、合意の下、問題に対処し、改正された取決めに再開する、又は代替りのアプローチを策定することについて議論を進めることが可能